

浜田市協働のまちづくり検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 浜田市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）に関し必要な調査審議を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として浜田市協働のまちづくり検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- (2) 浜田市まちづくりセンター条例（令和 2 年浜田市条例第 41 号）第 2 条に規定するまちづくりセンターの検証に関する事項

(組織)

第 3 条 部会は、15 人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 浜田市地域協議会の代表（各地域 1 人）
- (4) 地区まちづくり推進委員会の代表（各地域 1 人）
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に掲げる事務が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第 7 条 委員が会議に出席した場合は、報償費にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員に定める額、実費弁償にあつては同条例第 5 条の規定の例により支給する。

(庶務)

第 8 条 部会の庶務は、まちづくり社会教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が会

議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。